

I サマリー情報、添付資料等の記載事項は？ 今四半期の四半期決算短信 作成上の留意点

（株）東京証券取引所 上場部開示業務室
ディスクロージャー企画グループ調査役 飯島 寛太

【この章のエッセンス】

● 四半期開示の「二本化」が、2025年3月期第1四半期および2024年9月期第3四半期から順次適用となる。

● 第1・第3四半期決算短信においては、上場規則で定める四半期財務諸表等の開示が必要となるほか、上場規則で定める要件に該当する場合には監査人による期中レビューが義務づけられる。

はじめに

東京証券取引所（以下、「東証」という）では、2024年3月28日に四

半期開示の見直しに関する有価証券上場規程（以下、「上場規程」という）等の一部改正を実施し、あわせて、今般の見直しに伴う四半期決算短信等の様式の改訂内容や作成にあたっての留意事項を取りまとめた「決算短信・四半期決算短信作成要領等」（以下、「作成要領」という）の改訂を公表した。

見直し後の制度は、2024年4月1日以降に開始する四半期会計期間を含む事業年度、中間会計期間または四半期累計期間に係る決算短信等に適用するとしており、四半期開示については、具体的には2025年3月期第1四半期および2024年9月期第3四半期から適用される。本稿では、見直し後の第1・第

3四半期決算短信の作成に係る留意点を解説する⁽¹⁾。

⁽¹⁾ 飯島寛太「四半期開示見直し等に係る改正取引所規則等の概要」（旬刊経理情報）2024年6月1日号（No.1711）では、上場規程等の改正および作成要領の改訂内容を踏まえた、四半期開示の見直しの内容について解説している。

第1・第3四半期決算短信の作成に関する留意点

第1・第3四半期決算短信の作成にあたっては、改訂した作成要領に沿って対応いただくことを想定しているが、以下、従前からの変更点を解中心に作成にあたっての留意点を解説する。

第1・第3四半期決算短信の開示内容

(1) サマリー情報

第1・第3四半期決算短信はサマリー情報および添付資料から構成されるが、それぞれ開示事項の変更を行っている。

サマリー情報における主な変更として、第1に、添付される四半期財務諸表または四半期連結財務諸表（以下、「四半期財務諸表等」という）に対する公認会計士または監査法人によるレビューの有無の記載が必要となる。第1・第3四半期決算短信の四半期財務諸表等に対するレビューは原則任意であるが、財務諸表の信頼性確保の観点から、上場規則に基づきレビューが義務づけられることがある。そのため、投資者への情報提供の観点から、レビューを受けたかどうか、またレビューを受けた場合には取引所規則により義務づけられたレビューであるのか、任意に受けたレビューであるのかの記載を求めている。具体的には、「無」、「有（義務）」、「有（任意）」のいずれかを記載する。